

# 公益法人移行に関する制度と当会における課題（論点整理及び結論）

平成22年9月26日

監事 君和田豊

## 【目次】

はじめに

- 1) 制度改正後の社団法人の類型
  - 2) 新公益社団法人のメリット・デメリット
  - 3) 当会の移行可能性について
    - 3-1) 公益社団法人移行の可能性の検討
    - 3-2) 非営利型一般社団法人移行の可能性の検討
    - 3-3) その他的一般社団法人移行の可能性の検討
  - 4) 他の関連団体の状況
  - 5) 課題検討の要点
  - 6) 結論
- 参考資料1：公益認定の主な基準  
参考資料2：公益目的事業（23種）とは  
参考資料3：制度改正後の各法人のメリット・デメリットのまとめ  
参考資料4：千葉県公益認定等審議会の概要

はじめに

従来公益法人制度は民法第34条により規定されてきたが、抜本的改革により、新公益法人制度が平成18年6月2日に交付され、平成20年12月1日より施行されている。新制度の施行に伴う移行期間は5年間であり、平成25年11月30日までであるので、当会はこの期限までに何らかの対応を迫られている状況である。

ただ日本社会福祉士会をはじめ、関連団体も含めて、新制度に関する公的な意見が十分には定まってはおらず、いわばどの様な団体においても今後の状況については明確な道筋を持っての対応とは言い難い状況にある。しかしながら現実には何らかの状況が必要ではあるので、当職においては個人的な判断により社団法人千葉県社会福祉士会の新制度移行について、独自のネットワーク等も活用して検討を試みたものである。

具体的にはこれまでの事務局での監事職務に基づく監査実績や、総会や理事会等への出席による会務の実態把握につとめた上で、新公益法人制度の説明会への参加を含め、移行に際して要求される認定基準、定款や内部統制体制などの体制整備、事業区分、経理体制、公益法人移行後の基準維持や他の関連団体の動き、移行に関する社団法人日本社会福祉士会の現状分析などをを行い（主に事務局月報を活用）、移行にかかる課題点を検討してきた。

また総会提出にかかる各種決算資料をもとに、主に会の財産並びに会計状況については詳細な分析を行い、総合的な見地から各種の問題点の検討を行った。以下に、その検討の結果を報告する。

## 1) . 制度改正後の社団法人の類型

制度移行後の社団法人は、法律的には(1)公益社団法人と(2)一般社団法人に分類される。さらに、(2)の一般社団法人は①非営利型一般社団法人と②その他の一般社団法人に分類される。このため当会としては、**3つの選択肢**があることになる。

いったん公益認定を受けると、認定取り消しなどの処置による一般社団法人への変更是大部分の財産（公益目的取得財産）を外部に贈与しなくてはならない。すなわち、認定申請に際しては、**公益社団法人として永劫持続できることを見極める必要がある。**

## 2) . 新公益法人のメリット・デメリット

新公益法人のメリットは、

- ① 社会的信用度が高い(ステータス性)こと、
- ② 税性優遇措置が受けられること、
- ③ 寄付が受けやすいことなどがあげられる。

デメリットは、

- ① 社団事業が『公益的目的一事業』であることの認定が必要であること、
- ② 制度に合致した新しい体制や会計基準（平成20年度改正基準）の形式に作り替える必要があること（事業ごとの収支計算を表示した内訳書の作成などが必須。遊休資産は1年分の公益目的事業費を超えてはならないなど）、
- ③ 公益法人移行後における認定継続のための負担の増大が予想されること（毎年認定条件に合致していることを確認し続ける必要あり）
- ④ これらの体制を維持するための一般管理費の増加（会計事務所への顧問料など）などをあげることができる。

## 3) . 当会の移行可能生について

以下の3つの場合について検討を進めた

### 3-1) 公益社団法人移行の可能性の検討

①当会の事業が、公益目的事業であることの説明が必要である

- ・法律の定める23業種であることを確認する
- ・不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを主張する  
(会員の利益は、共益であり公益ではない)

②基準にあった制度、会計資料の作成が必要である

- ・定款の改定が必要である
- ・事業の収支相償を満たさなければならない
- ・内部留保限度額（事業費・管理費・固定資産取得支出等の30%でなければならぬ）
- ・事業費率（=事業支出／（事業収入+前期繰越収支差額））は50%以上でなければならない。

- ・公益社団法人にかかる各種会計資料を整える必要がある

#### ③税制優遇措置について

- ・法人税：当会は優遇される納税額は少ない
- ・源泉税：当会は利息源泉税の優遇が受けられる
- ・寄付：寄付者は優遇が受けられる

#### ④社会的地位の向上

- ・一般社団法人は新制度では届出だけで作れるため、公益社団法人の社会的ステータスは将来上がるることが予想される。

#### ⑤認定継続のための手間は非常に大変である

- ・当会では、今後事務員の数を増やせる見込みは低く、維持のために過度の負担が生じる可能性が高い
- ・認定取り消しの可能性と財産贈与の可能性がつきまと（事務作業の煩雑さや、認定取り消しの際の資産贈与など、認定申請に向けて課題は非常に多い状況です。それに比べて、メリットはあまり感じられません）。

### 3-2) 非営利型一般社団法人移行の可能性の検討

#### ①公益目的支出計画を策定する必要がある

- ・公益目的財産とそれ以外の資産の区別が必要である
- ・資産によっては時価評価が必要である

#### ②（事業計画は）公益目的支出計画策定のための実施事業の計画策定である

- ・毎年余剰金のできるような事業は計画には入れることができない

#### ③毎年公益目的支出計画等の作成・提出が必要である

- ・都道府県（日本社会福祉士会は内閣府）の監督下におかれる

#### ④税制

- ・源泉税がかかる
- ・法人税：公益社団法人に比べ優遇はない。ただし、これまでと同様の優遇が受けられる（収益事業課税）（課題はあるが、これまでと変わらない運営が期待できる。公益社団法人に比べ、比較的自由な活動ができる。）

### 3-3) その他の一般社団法人移行の可能性の検討

- ・通常の株式会社と同様の税制が適用され、また、社会的信用も劣るため、当会としての状況を総合的に勘案した結果、メリットが少ないと判断できる。

#### 4) 他の社団法人の状況

平成22年8月現在、既に公益社団法人への移行を行っている団体は、鹿児島県理学療法士協会、豊島区歯科医師会、広島県放射線技師会、大阪市獣医師会、滋賀県不動産鑑定士協会、岐阜県建築士会等であり、新公益社団法人への移行を決めている主な団体は、日本薬剤師会、日本理学療法士協会、東京都宅地建物取引業協会、愛知建築士会等である。多くの団体はまだ検討中であり、様子を見ている状況である。なお社会福祉士会においては、佐賀県会が既に公益社団法人に移行している。

(事務局(岡本)追記：日本社会福祉士会は各都道府県社会福祉士会を社員とした連合体組織に移行した上で公益認定申請する方針を総会決議しています。都道府県レベルでは、神奈川、埼玉、静岡等が公益認定申請方針を固めているそうです)

#### 5) 課題検討の要点

① 公益への移行による当会にとっての最大のメリットは、**社会的信頼度、社会的ステータスの高さ**であると考えられる。また今後においては、さらなる**外部事業の受託の可能生**も高まる。この考え方は、本部団体である社団法人日本社会福祉士会としても、社会福祉士の職責を鑑み、公益社団法人移行への最も大きな理由となっている。今後一般法人は届出だけで設立することができるようになるため、社会福祉士あるいはソーシャルワーカーなどと類似の名称を持つ一般社団法人がでてくる可能性もあり、その様な団体との区別が困難になる。しかしながら、急激にその状況になるとは考えにくく、現状ではそれほど大きなメリットはない。

(事務局(岡本)追記：逆に、今後一般社団法人が玉石混交となった場合、一般社団法人に対する社会的信用が低下するおそれがあります)

② 税制的な問題については、当会としては上記検討からも分かるように、大きなメリットはない。また、寄付をほとんど受けない当会においては寄付をされる方へのメリットは享受できない。

(事務局(岡本)追記：前回理事会において説明いたしましたとおり、会員からの負担金について、負担金相当額を寄付いただくことで納付の減免を図ることを検討しております)

③ 移行作業の手間は、公益法人と非営利型一般法人で差はあるものの、大きな差異はない。ただ現状では、例えば公益法人移行のための専門家の助けを借りることなく移行作業を完了することは難しいのではないかと考えられる。

④ 当会として、新公益法人移行のための大きなハーダルとなるのは、**新基準を満たす会計制度の整備**であると思われる。当会には現在事務局に2名職員がいるが、すでにオーバーワークの状態である。また、今後事務職員の増員は期待できない。新公益法人に移行した際には、事務的な作業が増大することは避けられず、今後事務員数の増大を見込めない当会においては、新公益法人体制を維持することができない可能性がある。その場合に、認定取り消しなどの処置による公益目的取得財産の外部への贈与の可能性が予想される。

⑤ またたとえ公益社団法人への移行が認定されたとしても、次年度以降も**永続的に**

**公益認定を維持**してゆくためには、相応の一般管理費の支出が予想される。特に直近の問題としてあげられるのは、会計事務所等への顧問報酬の増加であり、この点は避けられない支出となる。

(事務局(岡本)追記：現在の顧問会計事務所から、認定申請書類の作成費用としておよそ 100 万円、その後の顧問費用も増額との見積もりを得ております。他の事務所へ相見積もりを依頼中ですが、同水準になると考えられます)

## 6) 結論

以上のような議論を踏まえ、現時点で当会が公益社団法人へ移行することへ大きなメリットは見いだせず、同時に認定取り消しなどの処置による公益目的取得財産の外部への贈与の可能性が予想される。当会にとって、社会的信頼度、ステイタス性は重要な課題であり、これを満たす必要はあるが、一般社団法人に移行した際に将来的に社会的信頼度が低下する危惧はあるものの、現時点での急激な影響はないと思われる。

これらのことと総合的に判断すると、「当会としては、まず非営利型一般社団法人に移行し、その後内外の状況や関連団体等の移行の過程を見極め、公益社団法人への移行を検討する」という結論に達した。

(事務局(岡本)追記：君和田監事による検討の結論であり、会としての結論ではありません。会としての検討は今回の理事会に諮り、一定の結論を出した後に総会に承認を求めます)

## <資料1>

### 公益法人認定法における公益認定の基準

#### 1. 法人の目的および事業の性質、内容に関するもの

- ① 公益目的事業(※1)を行うことが主たる目的であること。
- ② 公益目的事業に必要な経理的基礎および技術的能力があること。
- ③ 理事、社員など当該法人の関係者や営利事業者などに特別の利益を与えないこと。
- ④ 社会的信用を維持する上でふさわしくない事業、公の秩序、善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないこと。
- ⑤ 公益目的事業に係る収入が実施に要する適正な費用を償う額を超えること見込まれること。
- ⑥ 公益目的事業以外の事業が公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

#### 2. 法人の機関に関するもの

- ① 同一親族等および他の同一団体の関係が理事又は監事の3分の1を超えること。
- ② 収益、費用及び損失その他の勘定の額がいずれも一定の基準に達しない場合を除き会計監査人を設置していること。
- ③ 理事、監事への報酬等の支給基準を定めていること。
- ④ 社員に対し不当に差別的な取扱いをせず、理事会を設置していること。

#### 3. 法人の財務に関するもの

- ① 公益目的事業比率(※2)が100分の50以上になると見込まれること。
- ② 遊休財産額(※3)が一定額を超えること見込まれること。

#### 4. 法人の財産に関するもの

- ① 他の団体の意思決定に関与することができる株式等を保有していないこと。
- ② 公益目的事業に不可欠特定の財産(※4)について、その処分制限等必要な事項を定款で定めていること。
- ③ 公益認定取消し等の場合に公益目的取得財産残額(※5)に相当する財産を類似の事業を目的とする公益法人等に贈与する旨の定款の定めがあること。
- ④ 清算の場合に残余財産を類似の事業を目的とする公益法人等に帰属させる旨の定款の定めがあること。

## (用語の説明)

### 1. 公益目的事業

学術、技芸、慈善その他の公益に関して、公益法人認定法の別表に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの。

### 2. 公益目的事業比率

公益法人の行う全ての活動の中で公益目的事業が占める割合を、それにかかった費用の額で測ったもの（公益法人は公益目的事業を行うことが主たる目的であることから、この比率が少なくとも半分以上であることを求めている）。

### 3. 遊休財産額

公益法人が保有する財産のうち、公益目的事業または公益目的事業に必要なその他の業務等に現に使用されておらず、引き続き使用されることが見込まれないものの額（公益法人が保有する財産が公益目的事業のために速やかに使用されることを確保するため、使用や使用の見込みがない財産を保有することに制限を設けている）。

### 4. 公益目的事業に不可欠特定の財産

公益法人の財産の中に公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産がある場合において、公益法人がその旨及びその維持、処分の制限に関する事項を定款で定めた財産のこと（事業の実施に支障が生じないようにする一方で、財産処分に必要以上の制約とならないよう、かかる財産として定款上の定めを設けるかどうかについては、公益法人自身の決定に委ねている）。

### 5. 公益目的取得財産残額

公益法人が公益認定後に取得、形成した公益目的事業のために使用、処分すべき財産のうち、未だ公益目的事業のために費消、譲渡していないものの額（公益法人が公益認定の取消しを受ける等して公益法人でなくなった後も当該財産額が引き続き、公益目的のために使用、処分されることを担保するため、類似の事業を目的とする他の公益法人等に対してその金額を贈与する旨を定款で定めていることを公益法人に対し求めている）。

<資料2>

公益目的事業(23種)

1. 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
2. 文化及び芸術の振興を目的とする事業
3. 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
4. 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
5. 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
6. 公衆衛生の向上を目的とする事業
7. 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
8. 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
9. 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
10. 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
11. 事故又は災害の防止を目的とする事業
12. 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
13. 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
14. 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
15. 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
16. 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
17. 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
18. 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
19. 地域社会の健全な発展を目的とする事業
20. 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
21. 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
22. 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
23. 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

<資料3>

制度改正後の各社団法人のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
公益社団法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会的信用が高い</li> <li>② 税制の優遇が受けられる(法人税、源泉税)</li> <li>③ 寄付者に対する優遇税制が受けられるため、寄付を受けやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 認定取消の際に公益目的取得財産を外部へ贈与</li> <li>② 認定条件が非常に厳しい (・認定は認定委員会の裁量 ・会員向け事業は公益ではなく共益)</li> <li>③ 認定継続条件や毎年度の報告が非常な手間となる</li> <li>④ ディスクロージャーによる法人の負担増</li> <li>⑤ 行政庁の監督</li> </ul>
非営利型一般社団法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 活動の制限がなく、自由な活動が期待できる</li> <li>② 認定取消などの心配がない</li> <li>③ 公益社団法人に比べ、毎年の事務作業が容易</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会的信用が公益社団法人に比べて弱い</li> <li>② 税制優遇は制度改正前とほぼ同様(・収益事業課税・利子所得に対して20%の源泉税)</li> <li>③ 公益目的支出計画の遂行が求められる。</li> </ul>
その他的一般社団法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非営利型一般社団法人と同様</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 非営利型一般社団法人とほぼ同様</li> <li>② 税制上の優遇がない(全所得課税)</li> </ul>

<資料4>

千葉県公益認定等審議会の概要

審議会名称

千葉県公益認定等審議会

設置根拠

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第50条第1項

千葉県行政組織条例第29条第2項 別表第4

設置年月日

平成20年4月1日

担任事務

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、その権限とされた事項を処理する。

委員名

氏名	所属団体名・役職
磯崎 育男(いそざき いくお)	千葉大学教育学部教授
西村 勝司(にしむら かつじ)	公認会計士
松崎 信(まつざき まこと)	千葉商科大学会計大学院教授・公認会計士
三浦 亜紀(みうら あき)	弁護士
恵 小百合(めぐみ さゆり)	江戸川大学社会学部教授

任期

平成22年6月3日～平成24年6月2日

担当課

総務部政策法務課公益法人室

電話 043-223-2160

FAX 043-201-2612

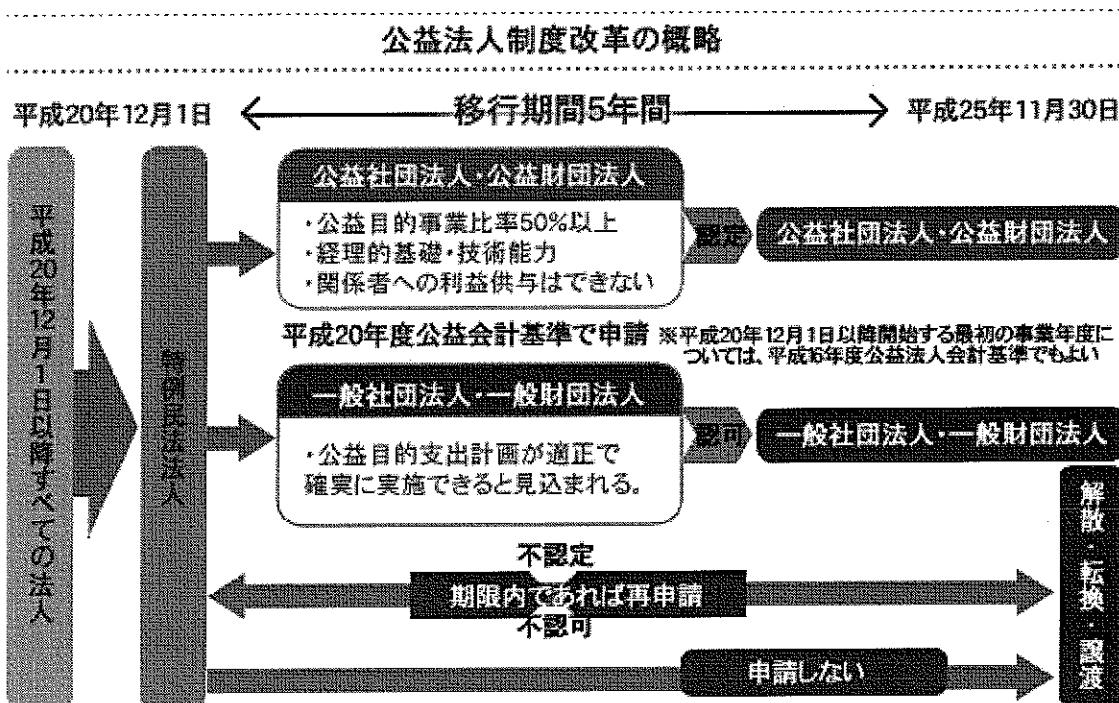
## <資料5>

### 平成20年度公益法人会計基準について

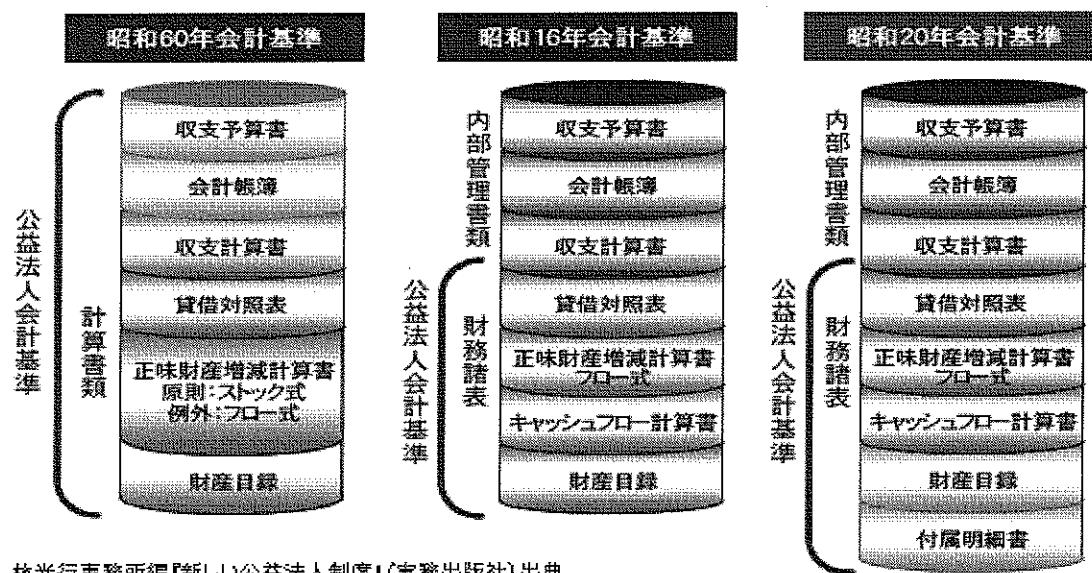
注：以下PCA株式会社HPより転載

平成20年12月1日より施行の「新公益法人制度改革関連三法」により、公益法人会計基準に関しても整備が必要となり、先般4月内閣府公益認定等委員会において、改めて公益法人会計基準が定められました。

これにより、平成25年11月末日までに今までの公益法人会計基準に加え、新たな変更点が加わりました。



## 財務諸表体系の変革について



林光行事務所編『新しい公益法人制度』(実務出版社) 出典

### 認定・認可申請を受ける際に 作成しなければならない財務関係書類

基準	財務関係書類の種類	公益社団法人 公益財団法人		一般社団法人 一般財団法人	
		認定申請	認定後	認定申請	認定後
法令によるもの	貸借対照表	○	○	○	○
	正味財産増減計算書 (損益計算書)	○	○	○	○
	キャッシュフロー計算書 (会計監査人設置法人のみ)	○	○	○	×
	財務諸表の付属明細書	○	○	○	○
財産目標	○	○	○	×	
事業報告	○	○	○	○	
事業報告の付属明細書	○	○	○	○	
事業計画書	○	○	○	×	
収支予算書(損益ベース)	○	○	○	×	
収支予算書(資金ベース)	○	×	○	×	
収支計算書(資金ベース)	○	×	○	×	

林光行事務所編『新しい公益法人制度』(実務出版社) 出典

### 特例民法法人が移行する場合のスケジュール

- 公益認定、または一般社団法人・一般財団法人に移行の申請をする場合  
 【仮定】決算日3月31日 決算承認社員総会(または理事会)：6月30日

申請期間	H20.12.1	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H25.11.30	満了日
H20.12.1～H21.6.29	H19年度決算書 H16年基準	H20年度予算書 H16年基準						
H21.6.30～H22.6.29		H20年度決算書 H16年基準	H21年度予算書					
H22.6.30～H23.6.29			H21年度決算書 H16年基準 or H20年基準	H22年度予算書				
H23.6.30～H24.6.29				H22年度決算書 H20年基準	H23年度予算書 H20年基準			
H24.6.30～H25.6.29					H23年度決算書 H20年基準	H24年度予算書		
H25.6.30～H25.11.30						H24年度決算書 H20年基準	H25年度予算書	

**20年改正公益法人会計の適用時期について** 原則は平成20年12月1日以降開始する事業年度からの適用です。

ただし、今までの公益法人(特例民法法人)は、移行申請までの会計は、平成16年度改正の会計基準で会計処理をおこなってもよいことになっています。しかし、申請書類の作成や審査基準は、平成20年改正の会計基準で行われますので、少なくとも移行申請を予定している前年の会計からは、新しい会計基準に移行すべき、と思います。

なお上記は申請書類の話ですが、申請書類を作成するためには、公益目的割合の算定などの、基礎資料の作成が必要となります。すなわち結論としてはいずれにしても移行しなくてはならないので、当会としては、早急に平成20年度会計基準に基づく決算資料の作成を行った方が良いと思われます。